第2節 少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準

第1 少量危険物の貯蔵及び取扱い

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の 例によること。

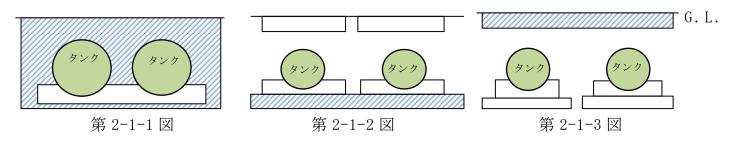
なお,指定数量の 5 分の 1 未満の危険物を貯蔵し,又は取り扱う場合も同様とすること。

(1) 屋外の場合

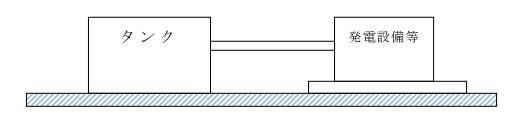
ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として,敷地ごととすること。ただし,施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合又は 3m以上の離隔距離を有する等,各施設が独立性を有していると認められる場合は,それぞれの施設ごととすること。

- イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
 - (ア) 屋外タンク (タンクごとに 1m以上の離隔距離 (側板間の最短距離) が確保できているものに限る。) は、それぞれのタンクを一の施設とすること。
 - (4) 地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、それぞれを一の施設とすること。
 - a 同一のタンク室内に設置されている場合(第 2-1-1 図参照)
 - b 同一の基礎上に設置されている場合(第2-1-2図参照)
 - c 同一の蓋で覆われている場合 (第 2-1-3 図参照)



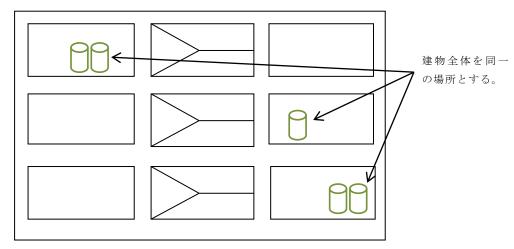
ウ タンクと設備が同一工程の場合 貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、当該同一工程を一の施設 とすることができる(第 2-1-4 図参照)。



第 2-1-4 図

(2) 屋内の場合

原則として,建築物ごととすること(第2-1-5図)。



第 2-1-5 図

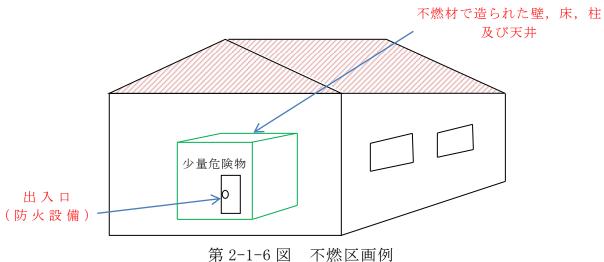
ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることがで きる。

ア 危険物を取り扱う設備の場合

次の(ア)又は(イ)によること。

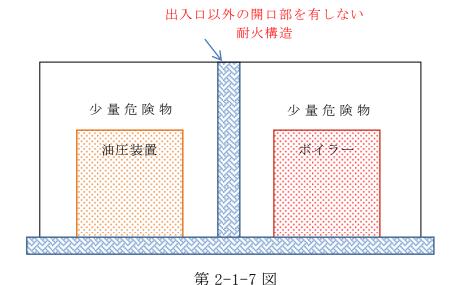
なお,危険物を取り扱う設備とは,吹付塗装用設備,洗浄作業用設備,焼入れ作業用設備,消費設備(ボイラー,バーナー等),油圧装置,潤滑油循環装置などをいう。

(ア) 危険物を取り扱う設備が、出入口(防火設備)以外の開口部(防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒を除く。)を有しない不燃材料で他の部分と区画されている場所(以下不燃区画例という。)(第2-1-6 図参照)

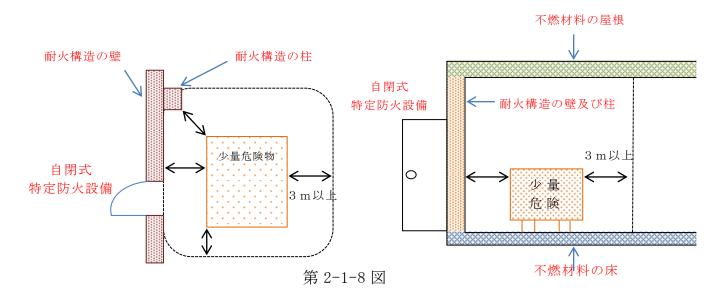


177

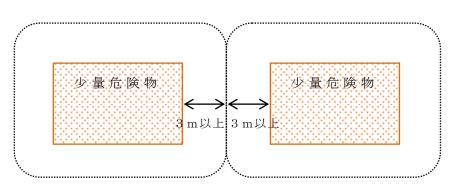
なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続して設けることは、原則としてできない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互間を区画する壁等を出入口(随時開けることができる自閉式特定防火設備に限る。)以外の開口部を有しない耐火構造とする場合は、この限りでない(第 2-1-7 図参照)。



- (4) 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管,ストレーナー,流量計(ポンプを除く。)等の附属設備を除く。)の周囲に幅 3m以上の空地が保有されている場所(以下保有空地例という。)
 - a 当該設備から 3m未満となる建築物の壁(出入口以外の開口部(防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒を除く。)を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。ただし、建築物の壁に随時開けることができる自閉式特定防火設備が設けられているものについては、この限りでない(第2-1-8図参照)。



- b 空地は, 天井(天井がない場合は, 屋根等) までをいう。空地 の上方に電気配線, ダクト等が通過する場合は, 火災の実態危険 のないものであること。
- c 保有空地例における空地の範囲をペイント,テープ等により明示するよう指導すること。
- d 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は, 空地を相互に重複することはできない(第2-1-9図参照)。

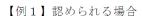


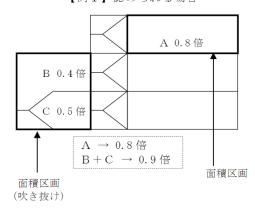
第 2-1-9 図

- イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合 不燃区画例によること。
- ウ 百貨店等で化粧品等の商品が陳列販売されている場合 階ごとに防火上有効に区画された場所とすること。

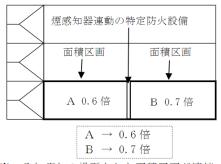
なお,防火上有効に区画された場所とは,不燃区画例のみならず, 感知器連動閉鎖型の防火設備(隣接する少量危険物貯蔵取扱所の区画 は特定防火設備)による区画も認められる。

- エ 大学,研究所その他これらに類する施設内の実験室,病院,大規模 防火対象物等における危険物の貯蔵,取扱いの場合
 - (ア) 不燃区画例による場所
 - (4) 階ごとに防火上有効に区画された場所(第2-1-10図参照)
 - a 建基令第112条第1項の防火区画(面積区画)がされた場所
 - b 建基令第112条第9項の防火区画(竪穴区画)がされた場所





【例2】認められる場合



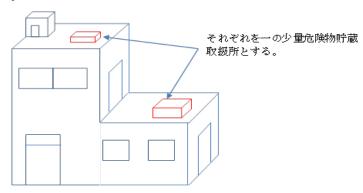
※ それぞれの場所とした面積区画が連続 (隣接)する場合、隣接する開口部を煙感 知器に連動して閉鎖する特定防火設備(防 火扉又は防火扉付き防火シャッター)とす ることは認められる。

第 2-1-10 図

オ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合管理権原者の異なる場所ごととすること。

(3) 屋上の場合

原則として、屋上ごととすること。ただし、同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が 2 以上ある場合は、陸屋根ごととすること(第 $2-1-\frac{11}{2}$ 図参照)。



第2-1-11図 連続しない陸屋根が複数ある場合

また,一の陸屋根に,保有空地例による少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合(危険物を取り扱う設備は,ボイラー又は発電設備等に限る。)は,それぞれに示す場所ごととすることができる。

(4) 特殊な場所の場合

ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合 原則として、建築物ごととすること。ただし、不燃区画例による場合は、この限りでない。

イ 建築現場等において土木建設重機等に給油する場合 土木建築重機等が工事のため移動する範囲ごととすること。

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次によること。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とすること。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とすること。

なお,算定方法は,次に掲げる危険物の取扱形態等の区分によること とし,複数の取扱形態等を有する場合は,合算すること。

ア 油圧装置,潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては,瞬 間最大停滞量をもって算定すること。

イ ボイラー,発電設備等の危険物の消費については,1 日における計画又は実績消費量のうち,いずれか大なる数量をもって算定すること。なお,非常用のものについては,業態,用途,貯蔵量や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量,事業所の営業時間等を総合的に判断して算定すること。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して,いず れか大きい方の量とすること。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

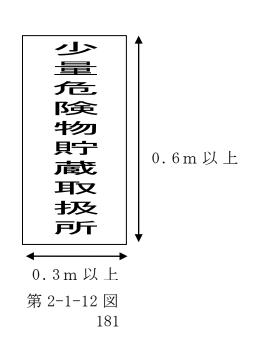
貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする こと。

- ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合貯蔵 量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とすること。
- (4) 算定から除外できる場合
 - ア 指定数量の 5 分の 1 未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ,石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は,当該石油ストーブ,石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。
 - イ 建設現場等における土木建設重機等の燃料タンク内の危険物は数量 の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。
- 3 全ての少量危険物貯蔵取扱所に共通する基準
 - (1) 条例第31条の2第1項第17号に規定する「危険物を収納した容器を積み 重ねて貯蔵する場合」の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの 高さをいう。
 - (2)条例第31条の2第2項第1号に規定する「危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識」とは、次によること。
 - ア 移動タンク以外のものにあっては、大きさが幅0.3m以上、長さ0.6 m以上の地が白色の板等に黒色の文字で「少量危険物貯蔵取扱所」と 記載すること。
 - イ 移動タンク(危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンクをいう。)の標識にあっては、0.3メートル平方の地が 黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示すること。
 - (3) 条例第31条の2第2項第1号に規定する「防火に関し必要な事項」とは、 危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号及び第5号の例により貯蔵又 は取り扱う危険物に応じたものとすること。なお、掲示板の大きさは、 移動タンクを除き幅0.3m以上、長さ0.6m以上とすること。
 - (4) 標識および掲示板については、出入りする全ての人の目につきやすい 出入口付近等に設けること。また、移動タンクにあっては、車両の前後 から見やすい位置に設けること。

なお、具体的な標識および掲示板については、下図のとおりとする。

ア 少量危険物貯蔵取扱所

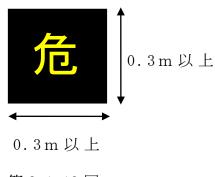
地・・・白色文字・・黒色



イ 少量危険物の移動タンク

地・・・黒色

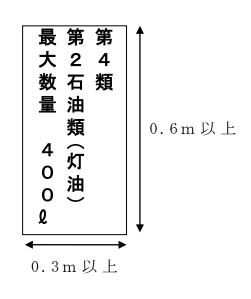
文字・・黄色の反射塗料その他反射性を有する材料



第 2-1-13 図

ウ 類、品名及び最大数量を掲示した掲示板の例

地・・・白色文字・・黒色



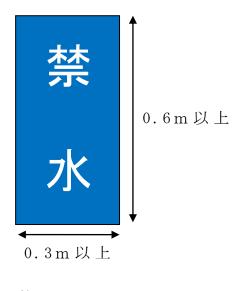
第 2-1-14 図

エ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例

(ア) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号イ「禁水」

第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物質(危険物の規制に関する政令第10条第1項第10号の禁水性物質をいう。以下同じ。)

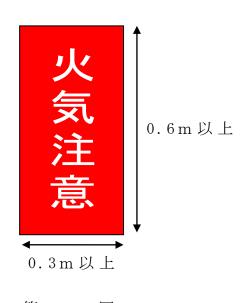
地・・・青色文字・・白色



第 2-1-15 図

(イ) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号ロ「火気注意」 第二類の危険物(引火性固体を除く。)

地・・・赤色 文字・・白色



第 2-1-16 図

(ウ) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号ハ「火気厳禁」 第二類の危険物のうち引火性固体,自然発火性物質(危険物の規制に関する政令第25条第1項第3号の自然発火性物質をいう。以下同じ。),第四類の危険物,又は第五類の危険物

地・・赤色文字・・白色



0.6m以上

0.3m以上

第 2-1-17 図

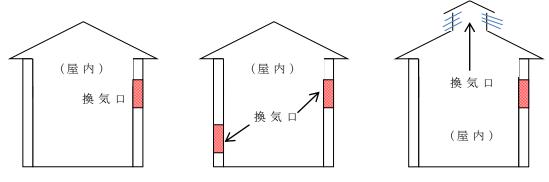
- (5) 条例第31条の2第2項第7号に規定する「電気工作物に係る法令の規定の例」により電気設備を防爆構造としなければならない範囲は、次によること。
 - ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
 - イ 引火点が40度以上の危険物であっても、その可燃性液体の引火点以 上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
 - ウ 可燃性微粉が著しく浮遊するおそれのある場合
- 4 屋外の少量危険物貯蔵取扱所の基準
 - (1) 条例第 31 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「空地」は、次によること。 ア 地盤は平坦であり、かつ、軟弱でないこと。
 - イ 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けることができないが、空地内に植栽等(高さおおむね50cm以内の樹木)を設ける場合は、支障のないものとして扱うことができる。
 - (2) 条例第 31 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「防火上有効な塀」は、次によること。
 - ア 材質は、建基法第2条第9項に規定する「不燃材料」とすること。
 - イ 高さは、1.5m以上とすること。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設 の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。
 - ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上と すること。
- 5 屋内の少量危険物貯蔵取扱所の基準
 - (1) 条例第 31 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する「危険物の浸透しない構造、 傾斜、ためます」は、次によること。
 - ア 危険物が浸透しない構造には、コンクリート、金属板等で造られたものがあること。
 - イ 適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けることとは、壁、せき、 排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであ ること。
 - ウ 原則として、大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究 室等についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要 であるが、実験室等から規制範囲外へ危険物の流出するおそれがないと

認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して支障ない。

(2) 条例第 31 条の 3 第 3 項第 5 号に規定する「採光, 照明及び換気の設備」は, 次によること。

ア 採光及び照明

- (ア) 照明設備が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。
- (4) 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。
- イ 換気設備 (第 2-1-18 図)

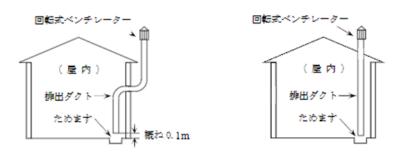


第2-1-18図 自然換気設備の例

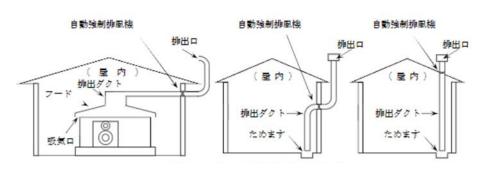
換気設備には、自然換気設備(給気口と排気口により構成されるもの等),強制換気設備(給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等)又は自動強制換気設備(給気口と自動強制排風機により構成されるもの等)がある。

- (ア)次5(4)に規定する強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。
- (4) 耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁(以下,「耐火構造等の壁」という。)に換気口等を設ける場合には、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。
- (3) 条例第 31 条の 3 第 3 項第 6 号に規定する「可燃性の蒸気が滞留するお それのある場合」は、次によること。
 - ア 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
 - イ 引火点が 40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し,又は取り 扱う場所
- (4) 条例第 31 条の 3 第 3 項第 6 号に規定する「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」は、次によること(第 2-1-19 図、第 2-1-20 図参照)。 ア 排出口は、地上 2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から 1m以上離れていること。
 - イ 耐火構造等の壁を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。ただし、当該ダクトが1.5 mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。

ウ 排出設備の排出ダクトの下端は、ためますの上部で、かつ、床面からおおむね 0.1mの間隔を取るよう設けること。



第 2-1-19 図 強制排出設備の例



第 2-1-20 図 自動強制排出設備の例

6 屋外タンクの少量危険物貯蔵取扱所の基準

(1) 空地

2 以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の 距離を 1m以上とすること。また、屋外タンクとタンク以外の屋外の少 量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵 取扱所との距離を 2m以上とすること。ただし、条例第 31 条の 3 第 2 項 第 1 号に規定する「防火上有効な塀」を設けた場合は、この限りでない。

(2) タンクの位置

条例第31条の4第2項第1号に規定する「タンクの位置,構造及び設備の技術上の基準」は、次によること。

- ア 複数のタンクを設ける場合,タンク間の距離を1m以上確保することにより,それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができる。
- イ 上記のタンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共 用することができる。

(3) 注入管

条例第 31 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する「火災予防上支障のない場所」は、次によること。

- ア 火気使用場所と防火上有効に遮蔽された場所
- イ 引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の 設置にあっては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ド ライエリア等を避けた位置

(4) 流出防止措置

条例第 31 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する「流出を防止するための有効な措置」は、次によること。

- ア 流出どめは、コンクリートのほか、鋼板等で造られたもの又は鉄筋 コンクリートブロック造とすること。
- イ 流出どめの容量は、タンクの容量(1 の流出どめに 2 以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量とすること。この場合において、配管の破損等により流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁に操作等により、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとする。)の全容量を収容できるものとすること。
- ウ 流出どめ内の地盤面は、コンクリート等の遮油性を有する不燃材料 で被覆すること。
- エ 流出どめに水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とすること。
- 7 屋内タンクの少量危険物貯蔵取扱所の基準
 - (1) 流出どめは、コンクリートのほか、鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造とすること。
 - (2) 流出どめの容量は、当該流出どめ内にあるタンクの全容量を収容できるものとすること。

なお、タンクをタンク室内に設置する場合で、流出どめとタンク室出入口の敷居等を組み合わせることによりタンク全容量を収容できる場合についても認めることができる。

- (3) 流出どめ内には、当該流出どめ内に存するタンクに付随する設備(配管を含む。)以外の設備を設置しないこと。
- (4) ポンプ設備は、原則として、流出どめの外に設けること。ただし、流出どめの高さ以上の位置に設ける場合は、この限りでない。
- 8 指定数量未満のリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いの基準 指定数量未満の第4類の危険物を電解液として収納するリチウムイオン蓄 電池の貯蔵及び取扱いの運用は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱 いに係る運用について」(平成23年12月27日消防危第303号)に定められ ており、この規定を満足していれば、基準に適合しているものとして取り 扱うこと。

9 動植物油類の基準

条例第31条の9の規定により指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類については全て指定可燃物として規制されることとなり、条例第33条の貯蔵及び取扱いの基準が適用される。

なお、消防法別表第1備考第17号に基づき、危険物の規制に関する規則第 1条の3第7項に規定する動植物油類については危険物から除かれていること に留意すること。

第2 指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて

1 指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであるもの又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表第 8 の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう(第 2-2-1 表参照)。

なお,不燃性又は難燃性のものは,当該品名欄に掲げる物品に該当しない。

第2-2-1表 条例別表第8の品名欄に掲げる具体的な物品例

可燃性 固体類等	綿花類等		品 名	数量	具体的な品名 (例)
	0	綿花類		200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	0	木毛及びかんなくず		400 kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
	0	ぼろ及び紙くず		1,000 kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌
	0	糸類		1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	0	わら類		1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
	0	再生資源燃料		1,000 kg	廃棄物固形化燃料 (RDF等)
0		可燃性固体類		3, 000 kg	石油アスファルト、クレゾール
	0	石炭・木炭類		10, 000 kg	練炭、豆炭、コークス
0		可燃性液体類		2 m³	潤滑油、自動車用グリス
	0	木材加工品及び木くず		10 m³	家具類、建築廃材
	0	合 成	発泡させたもの	20 m³	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	0	樹脂類	その他のもの	3, 000 kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

2 品名の区分

指定可燃物の品名の区分の取扱いは、条例別表第8備考に規定するほか次に掲げるとおりとすること。

(1) 綿花類

ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて 1 本 1 本 の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のもの をいう。

- イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- ウ 羽毛は綿花類に該当する。
- エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされ た羊毛は、綿花類に該当しない。
- オ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。
 - (ア) 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。
 - (4) 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。
- (2) 木毛及びかんなくず
 - ア 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材に限らず、木綿(もくめん)、木繊維(しゅろの皮、やしの実の繊維等)等も該当する。
 - イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (3) ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

(4) 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、

化学繊維糸,スフ糸等があり,合成樹脂の釣り糸も該当する。また,不 燃性又は難燃性でない毛糸は,糸類に該当する。

(5) わら類

アーわら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

- イ 乾燥藺とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに 含まれる。
- ウ こも包葉たばこ,たる詰葉たばこ及び製造たばこは,わら類に該当 しない。

(6) 再生資源燃料

ア 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。

(7) RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物(生ごみ等)を原料として,成形,固化することにより製造されたもの

- (イ) R P F (Refuse Paper and Plastic Fuel) 廃プラスチックと古紙,廃材,繊維くず等を原料として,成型又 は固化することにより製造されたもの
- (ウ) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料 (廃プラスチックを添加する場合もある。)とし、添加剤等を加えて製造されたもの

- イ 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合及び木材加工品又は 木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物 としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料等には 該当しない。ただし、木くず及び汚泥に添加剤を加えて加工するなど、 物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。
- (7) 可燃性固体類

可燃性固体類には、o-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。 なお、該当する判断にあっては、別表 5 第 2 類及び指定可燃物判断フローチャートを参考とすること。

(8) 石炭, 木炭類

ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭及び泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

- イ れん炭は、粉状の石炭及び木炭を混合して成形した燃料で、豆炭及 びたどんもこれに該当する。
- ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末(カーボンブラック)は該当しない。
- (9) 木材加工品及び木くず
 - ア 製材した木材、板、柱、半製品(製材した木材、板等を用いて組立 てたもので完成品の一部品となるものをいう。)及び完成した家具類 等は、木材加工品に該当する。
 - イ 原木(立ち木を切り出した丸太の状態のものをいう。) は木材加工 品に該当しないものである。ただし、丸太のままで使用する電柱材、 木箱及び建築用足場は、木材加工品に該当する。
 - ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しない。

- エ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸潰されたものは、木くずに該当しない。
- オ 防炎処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。
- カ 製品の木材チップは、木材加工品に該当する。

(10) 合成樹脂類

- ア 合成樹脂とは、石油等から化学的に合成される複雑な高分子物質で 固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化す る熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては塩化ビニル 樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、 フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタール酸樹脂ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。
- イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、おおむね発泡率 6 以上の ものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材 として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

ウ 条例別表第8備考9の不燃性又は難燃性の判断

JIS K 7201-2「プラスチック・酸素指数による燃焼性の試験方法・第2部:室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が 26 以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこと(第2-2-2表参照)。

	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)				
	アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂(ABS)				
	エポキシ樹脂	(EP)・・・・接着剤以外のもの			
	不飽和ポリエステル樹脂	(UP)			
酸素指数 26 未満の	ポリアセタール	(POM)			
合成樹脂の例※	ポリウレタン	(PUR)			
	ポリエチレン	(PE)			
	ポリスチレン	(PS)			
	ポリビニルアルコール	(PVAL) ・・・・粉状 (原料等)			
	ポリプロピレン	(PP)			
	ポリメタクリル酸メチル	(PMMA、メタクリル酸樹脂)			
	フェノール樹脂 (PF)				
	フッ素樹脂 (PFE)				
	ポリアミド (PA)				
	ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニルデン樹脂)				
酸素指数 26 以上又は	ポリ塩化ビニル(PVC、塩	リ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)			
液状の合成樹脂の例	ユリア樹脂 (UF)				
	ケイ素樹脂 (SI)				
	ポリカーボネイト (PC)				
	メラミン樹脂(MF)・・・・球状(原料等)				
	アルキド樹脂 (ALK)				

- ※1 難燃化により酸素指数が26以上のものがある。
- ※2 () 書は略号又は別名を示す。

第 2-2-2 表

- エ 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品(靴、サンダル、電気製品等)であって、合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当する。
- オ 不燃性又は難燃性でないゴム製品, ゴム半製品, 原料ゴム及びゴムくずには, 次のものが該当する。
 - (ア) 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液(ラテックス)を精製したものであり、ラテックスを凝固して個体にしたものが生ゴムである。 ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

(イ) 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエン及びクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である(第 2-2-3 表参照)。

スチレンブタジエンゴム (SBR)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム (NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

第 2-2-3 表

(ウ) 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動 車タイヤ再生ゴム,自動車チューブ再生ゴム,雑再生ゴム等がある。

- カ 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加 硫剤によって不燃性又は難燃性となる。
- キ ゴム製品とは、ゴムタイヤのほか、ゴムを主体とした製品で、他の 材料を伴う製品(ゴム長靴、ゴルフボール等)であって、ゴム容積又 は重量において 50%以上を占めるものは該当する。ただし、エボナイ ト(生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固 いゴム製品をいう。) は該当しない。
- ク フォームラバー (ラテックス (水乳濁液)配合液を泡立たせ,その まま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。)は,ゴム類に該当 する (第 2-2-4 表参照)。

 エバーソフト
 アポロソフト

 グリーンフォーム
 ヤカイフォーム

 ファンシーフォーム
 マックスフォーム

 ラバーソフト
 ハマフォーム

第 2-2-4 表

ケ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にある全ての仕 掛品をいう。

- (11) 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等
 - ア 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品は、いずれかの重量又は容積が50%以上の品名に該当する。
 - イ 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は,品名 に該当する物品の重量又は容積が 50%以上である場合に,指定可燃物 に該当する。
 - ウ 建築廃材等で複数の物品が成形,固化されずに混在しているものについては,物品ごとに条例別表第8の品名に照らして,その数量以上となる物品を貯蔵し,又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制すること。
- 3 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

- (1) 条例第33条第3項及び条例第34条第2項第1号に規定する標識および掲示板は、次によること。
 - ア 移動タンク以外の標識にあっては、大きさが幅0.3m以上、長さ0.6m以上の地が白色の板等に黒色の文字で「指定可燃物貯蔵取扱所」と記載すること。
 - イ 「防火に関し必要な事項」とは、可燃性液体類等にあっては「火気 厳禁」と、綿花類等にあっては「火気注意」とすること。なお、掲示 板の大きさは、移動タンクを除き幅0.3m以上、長さ0.6m以上とする こと。
- (2) 標識および掲示板については、出入りする全ての人の目につきやすい 出入口付近等に設けること。

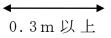
なお、具体的な標識および掲示板については、下図のとおりとする。

ア 指定可燃物貯蔵取扱所

地・・・白色文字・・黒色

指定可燃物貯蔵取扱所

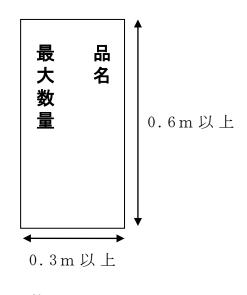
0.6m以上



第 2-2-1 図

イ 品名及び最大数量を掲示した掲示板の例

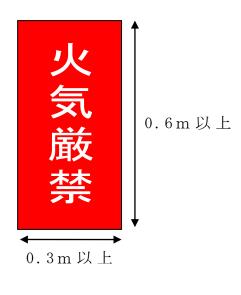
地・・・白色文字・・黒色



第 2-2-2 図

ウ 可燃性液体類等「火気厳禁」

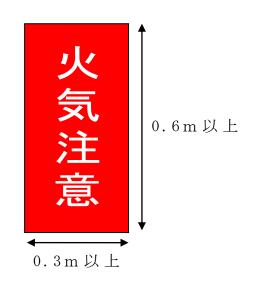
地・・・赤色 文字・・白色



第 2-2-3 図

エ 綿花類等「火気注意」

地・・・赤色 文字・・白色



第 2-2-4 図

(3) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第 8 に定める数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合,工場において製造又は加工する場合並びに工事用資機材として貯蔵し,又は取り扱う場合等

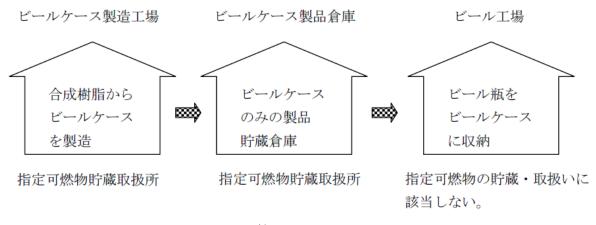
ア 貯蔵とは、倉庫内に保管すること及び屋外に集積する等の行為をいう。

イ 取扱いとは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

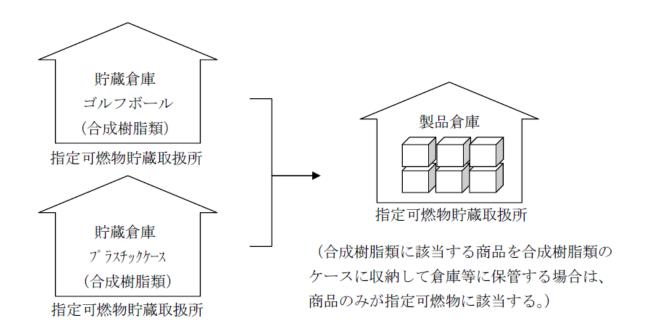
(4) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ ー,いす,学校の机,ホテルのベッド類等

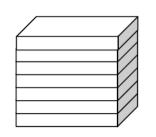
- イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- ウ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等
- エ ビールケース,パレット等を搬送用の道具等として使用する場合 (第 2-2-5 図,第 2-2-6 図及び第 2-2-7 図参照)



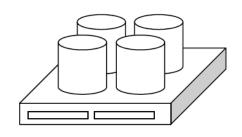
第 2-2-5 図



第 2-2-6 図



パレット等の集積は、 指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、 指定可燃物に該当しない。

第 2-2-7 図

- 4 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い
 - (1) 可燃性固体類等の同一場所の扱い 可燃性固体類等の同一場所の扱いは,第1 少量危険物の貯蔵及び取 扱い.1 を準用する。
 - (2) 綿花類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として、敷地ごととすること。ただし、貯蔵又は取扱う場所相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合又は、3m以上の離隔距離を有する等、各々が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの場所ごととすること。

イ 屋内の場合

原則として、建築物ごととすること。ただし、綿花類等を貯蔵し、 又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井(天井がない場合は、上階の 床)が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備 (上階との区画においては煙感知器連動によるものも可)が設けられ ている場合は、当該室ごととすること。

別表 5

第2類及び指定可燃物判断フローチャート

